

大学院観光科学研究科便覧

平成 31 年度
(2019)



琉 球 大 学
大学院観光科学研究科

(2019年)	4月 1日(月) 学年及び前学期開始
	4月 1日(月) 授業時間配当表公開 ※2
	4月 1日(月) ~ 4月 4日(木) 授業科目の仮登録(前学期／第1・第2クオーター) ※3
	4月 2日(火) ~ 4月 4日(木) 新生オリエンテーション
	4月 5日(金) 入学式
	4月 5日(金) 履修登録確認表配付(前学期／第1・第2クオーター)
	4月 8日(月) 授業開始(前学期／第1クオーター)
	4月 8日(月) ~ 4月 19日(金) 登録調整期間(前学期／第1・第2クオーター)
	4月 9日(火) ~ 4月 23日(火) 定期健康診断
	4月 22日(月) ~ 4月 26日(金) 履修中止手続期間(第1クオーター)
	4月 22日(月) ~ 5月 17日(金) 履修中止手続期間(前学期／前学期開始の通年科目)
	5月 6日(月) 振替休日(講義日)
	5月 22日(水) 開学記念日(講義日)
	6月 1日(土) 体育祭
	6月 3日(月) ~ 10月 31日(木) 教育実習
	6月 7日(金) 授業終了(第1クオーター) ※8
	6月 10日(月) 授業開始(第2クオーター)
	6月 10日(月) ~ 6月 28日(金) 履修中止手続期間(第2クオーター)
	6月 23日(日) 慶祝の日
	7月 1日(月) 成績開示(第1クオーター)
	7月 13日(土) 琉球大学説明会(オープンキャンパス)
	7月 30日(火) ~ 8月 5日(月) 前学期の試験期間(※5)
	8月 6日(火) 英語全学統一テスト(※6)
	8月 7日(水) ~ 8月 8日(木) 予備日(※7)
	8月 9日(金) 英語全学統一テスト予備日(※6), 授業終了(前学期／第2クオーター) ※8
	8月 10日(土) ~ 9月 30日(月) 夏季休業
	9月 2日(月) 成績開示(前学期／第2クオーター) ※2
	9月 24日(火) 授業時間配当表公開 ※2
	9月 24日(火) ~ 9月 26日(木) 授業科目の仮登録(後学期／第3・第4クオーター) ※3
	9月 28日(土) ~ 9月 29日(日) 瑞大祭
	9月 30日(月) 履修登録確認表配付(後学期／第3・第4クオーター)
	9月 30日(月) 前学期終了
	10月 1日(火) 後学期開始
	10月 1日(火) 授業開始(後学期／第3クオーター)
	10月 1日(火) ~ 10月 15日(火) 登録調整期間(後学期／第3・第4クオーター)
	10月 13日(日) 瑞大祭予備日
	10月 15日(火) 月曜日授業振替(※4)
	10月 16日(水) ~ 10月 23日(水) 履修中止手続期間(第3クオーター)
	10月 16日(水) ~ 11月 7日(木) 履修中止手続期間(後学期／後学期開始の通年科目)
	11月 27日(水) 授業開始(第4クオーター)
	11月 27日(水) ~ 12月 18日(水) 履修中止手続期間(第4クオーター)
	12月 2日(月) 授業終了(第3クオーター) ※8
	12月 4日(水) 推薦入試(休講)
	12月 25日(水) ~ 1月 5日(日) 冬季休業
(2020年)	1月 6日(月) 授業開始
	1月 6日(月) 成績開示(第3クオーター)
	1月 16日(木) 月曜日授業振替(※4)
	1月 17日(金) 大学入試センター試験準備(休講)
	1月 18日(土) ~ 1月 19日(日) 大学入試センター試験
	2月 3日(月) ~ 2月 7日(金) 後学期の試験期間(※5)
	2月 10日(月) 英語全学統一テスト(※6)
	2月 12日(水) ~ 2月 13日(木) 予備日(※7)
	2月 14日(金) 英語全学統一テスト予備日(※6), 授業終了(後学期／第4クオーター) ※8
	2月 15日(土) ~ 3月 31日(火) 春季休業
	2月 25日(火) ~ 2月 26日(水) 入学者選抜第2次試験「前期日程」
	3月 2日(月) 成績開示(後学期／第4クオーター) ※2
	3月 12日(木) ~ 3月 13日(金) 入学者選抜第2次試験「後期日程」
	3月 24日(火) 卒業式
	3月 31日(火) 学年及び後学期終了

※1 : 医学部医学科の学年暦はこの学年暦に準じ、医学部において定める。

各研究科の学年暦はこの学年暦に準じ、各研究科において定めることができる。

※2 : 教務情報システムを利用して提供する。

※3 : クオーターとは、前学期と後学期のそれぞれ前半と後半に、8週(試験を含む)で授業を行う期間のこと。

※4 : 指定の曜日の振替日とし、本来の曜日の講義・試験・補講・実習を行わない。

※5 : 試験期間は、期末試験の他に講義・補講等を行うことがある。

※6 : 前学期は大学英語の受講者が対象。後学期は前学期未履修者及び3年次が対象。

※7 : 予備日は台風等で全学休講になった日の授業又は定期試験を行う。

※8 : クオーター科目の期末試験は、原則として期間の最終日に行う。

目 次

琉球大学憲章

〈学則・規程等〉

琉球大学大学院学則
琉球大学学位規則
琉球大学大学院における成績評価不服申立に関する申合せ
授業料免除について
琉球大学大学院授業料未納による除籍に関する申合せ
暴風警報及び気象等に関する特別警報発令に伴う授業及び期末試験の取扱いに関する申合せ
琉球大学附属図書館利用規程
琉球大学学生の懲戒に関する基準

〈観光科学研究科〉

琉球大学大学院観光科学研究科規程
琉球大学大学院観光科学研究科カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー
琉球大学大学院観光科学研究科履修モデル
琉球大学大学院観光科学研究科における長期履修制度実施要項
琉球大学大学院観光科学研究科の学位授与に関する細則
授業科目の内容等
観光科学研究科専任教員一覧

琉球大学憲章

(平成19年5月22日制定)

前文

琉球大学は、1950年、沖縄戦により灰燼に帰した首里城の跡地に創設された。米国の統治下で、戦後復興と教育再興という住民の強い要望が米国軍政府を動かし、琉球列島初の大学が創設されたのであった。その後、1966年に琉球政府立となり、1972年の日本復帰と同時に国立大学となった。また、1977年に西原町・宜野湾市・中城村の3市町村の接点地域にある広大な新キャンパスへ移転し、2004年には国立大学法人となって、現在に至っている。その間、琉球大学は学問の自由や大学の自治への干渉等、幾多の歴史的試練を経ながらも、地域の人材養成と知の創造に大きく貢献してきた。

21世紀を迎え、大学を取り巻く環境は大きく変化している。経済・社会のグローバル化をはじめ、情報化、少子高齢化、社会的・地域的格差の拡大等の課題に対応して、教育研究機関の役割が多様化するとともに、革新的な取り組みが問われている。とくに国立大学は法人化後、厳しい財政改革を伴う競争と評価の時代を迎えており、琉球大学に対しては、広大な海域を含む島嶼地域における拠点大学として、豊かな自然環境を守り、地域社会の持続的発展に寄与することが求められている。琉球大学は、この憲章に掲げる理念に基づいて、本学の構成員である教職員・学生の協働により、将来の制度変革にも積極的に対応する。

琉球大学は、沖縄の歴史的教訓としての「命(ぬち)どう宝(命こそ宝)」という生命および個人の尊厳の考え方を根本に置き、「再び戦争の惨禍が起こることのないように」とする戦後沖縄の教育原点を深く自覚する。琉球大学は、自然的・文化的・歴史的特性を有する琉球列島にあって、世界の平和と福祉の向上を目指す人間性豊かな責任ある人材養成に果敢に挑戦することを、今後も変わることのない使命とする。

私たち琉球大学の教職員・学生は、「自由平等、寛容平和」の建学の精神を継承・発展させ、「地域特性と国際性を併せ持つ個性豊かな大学」を創り上げる決意を高らかに宣言し、自らが主体となって行動を起こす際の依るべき根本規範として、ここに琉球大学憲章を制定する。

第1章 教育

(教育の目的と理念)

1. 琉球大学は、学生が学習権の主体であることを踏まえ、教育を重視する大学として「自由平等、寛容平和」に満ちた社会の形成者を育成することを教育の目的とする。また、自主自立の精神に基づく教育活動を通して、社会全体の持続可能な発展に寄与することを教育の理念とする。

(教育における責務と社会的評価)

2. 琉球大学は、すべての人々に生涯を通した教育の機会をひとしく提供し、高等教育機関にふさわしい教育活動を維持、強化、発展させることを責務とする。また、琉球大学は、教育活動において社会に対する責任を負っており、前項に掲げる教育の目的と理念に照らし合わせ、社会的評価を受けることを深く自覚する。

(多文化交流の推進)

3. 琉球大学は、琉球列島が多様な文化を育んできた地域であること、また、多元的な文化交流によって心豊かな人間性が培われることに鑑み、人類が地球上に開花させてきたあらゆる文化を尊重し、交流を推進する。

第2章 研究

(研究の理念)

1. 琉球大学は、学問の自由を尊重し、基礎研究と応用研究は研究活動の両輪であることを踏まえ、知を継承・創造し、発展させることを研究の理念とする。

(地域特性)

2. 琉球大学は、基盤研究の重要性を認識した上で、特色ある自然・文化・歴史を有する琉球列島の地域特性を活かした研究を多様な視点から展開し、世界水準の個性的な研究拠点たることを目指す。

(研究交流の推進)

3. 琉球大学は、地域社会と情報を共有するとともに、国内の機関およびアジア・太平洋地域をはじめとした諸外国の機関との研究交流を推進し、世界に向けて成果を発信する。

(研究における責務と社会的評価)

- 琉球大学は、知の継承・創造・発展という研究理念を実現する責務と社会から求められる役割との均衡をとりながら、健全な研究体制の維持・発展に努める。研究は、社会的倫理と規範を遵守しつつ、学術的批判および社会的評価を受けながら進められるべきである。

第3章 社会貢献

(開かれた大学と社会的使命)

- 琉球大学は、社会に「開かれた大学」として、人と人との結びつける大学を目指す。また、大学が社会を変え、社会が大学を変えるという相互関係を自覚し、琉球列島における最高学府として本学の社会的使命を果たすべく、不断の努力を行う。

(社会との協働)

- 琉球大学は、学術的に確立した知識・技術を社会に還元するだけでなく、社会と共有する諸課題の解決に取り組む対等のパートナーとして、多様な個人・団体と協働する。

(地域社会の持続的発展への責任)

- 琉球大学は、地域社会の再生に取り組むとともに、豊かな自然環境を守り、持続可能な地域社会の発展に寄与する責任を担う。

第4章 大学運営

(基本的人権の尊重)

- 琉球大学は、基本的人権を尊重し、人種、信条、性別、国籍、障害等による差別をしない。また、自らの保有する情報を積極的に公開するとともに、個人情報の保護を図る。琉球大学は、すべての構成員がその個性と能力を発揮しうるよう、教育・研究・労働環境の整備を図る。

(民主的な大学運営と効率的経営)

- 琉球大学は、学問の自由と大学の自治を保障するため、民主的な大学運営と教育・研究を支援する効率的な経営を行う。また、法人化後の大学をとりまく環境に対応し、競争と評価に耐えうる財政基盤の確立と健全な経営に努める。

(自律と連帯)

3. 琉球大学は、教職員の自律と連帯に基づく知的共同体を形成し、教職員と学生が一体となって創造・発展する大学を目指す。本学の構成員は、全学的な視点に立ち、それぞれの役割と責任を主体的に果たし、社会の多様な意見を本学の運営に反映させるよう努める。

終章 平和への貢献

沖縄は、アジア諸国間の平和と友好の架け橋として「万国津梁」を担った歴史と沖縄戦において「鉄の暴風」と呼ばれる激戦地とされた歴史を有する。また、戦後の長い米軍統治を経て日本に復帰した現在も、沖縄には広大な米軍基地が存在する。このような沖縄の歴史と現状を踏まえ、琉球大学は、国際平和の構築に貢献する。

琉球大学は、倫理・人道を尊重し、この憲章に掲げる教育、研究、社会貢献、大学運営における目的、理念に基づき、平和に寄与する。

(憲章の改正)

この憲章の改正は、別に定める手続きにより行う。

附 則

この憲章は、平成19年5月22日から施行する。

琉球大学大学院学則

〔昭和52年3月26日
制 定〕

第1章 総則

(目的)

- 第1条** 琉球大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 大学院のうち専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこととする。

(教育研究上の目的)

- 第2条** 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規程等に定めるものとする。

(入学者選抜)

- 第3条** 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を備えて行うものとする。

(教育研究活動等の状況の公表)

- 第4条** 教育研究活動等の状況の公表については、琉球大学学則（以下「学則」という。）第3条の規定を準用する。

第2章 研究科、課程及び専攻

(研究科)

- 第5条** 大学院に次の研究科を置く。

人文社会科学研究科

観光科学研究科

教育学研究科

医学研究科

保健学研究科

理工学研究科

農学研究科

法務研究科

(課程)

- 第6条** 観光科学研究科及び農学研究科に修士課程、教育学研究科に修士課程及び専門職学位課程、医学研究科に修士課程及び博士課程、人文社会科学研究科、保健学研究科及び理工学研究科に博士課程、法務研究科に専門職学位課程を置く。

- 2 人文社会科学研究科、保健学研究科及び理工学研究科の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱う。

（課程の目的）

第7条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

- 2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

（専攻及び講座）

第8条 研究科に次の専攻を置く。

人文社会科学研究科

博士前期課程

総合社会システム専攻、人間科学専攻、国際言語文化専攻

博士後期課程

比較地域文化専攻

観光科学研究科

観光科学専攻

教育学研究科

修士課程

学校教育専攻、特別支援教育専攻、教科教育専攻

専門職学位課程

高度教職実践専攻

医学研究科

修士課程

医科学専攻

博士課程

医学専攻

保健学研究科

博士前期課程

保健学専攻

博士後期課程

保健学専攻

理工学研究科

博士前期課程

機械システム工学専攻、環境建設工学専攻、電気電子工学専攻、情報工学専攻、

数理科学専攻、物質地球科学専攻、海洋自然科学専攻

博士後期課程

生産エネルギー工学専攻，総合知能工学専攻，海洋環境学専攻
農学研究科
　　亜熱帯農学専攻
法務研究科
　　法務専攻

(鹿児島大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第9条 鹿児島大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、琉球大学、佐賀大学及び鹿児島大学が協力するものとする。

2 前項に規定する連合農学研究科の連合講座は、佐賀大学農学部並びに鹿児島大学の農学部及び水産学部の教員とともに、琉球大学の農学部及び熱帯生物圏研究センターの教員が担当するものとする。

第3章 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第10条 第8条の各研究科に置く専攻の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専 攻	修士課程， 博士前期課程		博士課程， 博士後期課程		専門職学位 課程	
		入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員
人文社会 科学 研究科	総合社会システム専攻	17人	34人				
	人間科学専攻	16人	32人				
	国際言語文化専攻	12人	24人				
	比較地域文化専攻			4人	12人		
	小 計	45人	90人	4人	12人		
観光科 学研究 科	観光科学専攻	6人	12人				
	学校教育専攻	3人	6人				

教育学 研究科	特別支援教育専攻	3人	6人				
	教科教育専攻	12人	24人				
	高度教職実践専攻				14人	28人	
	小計	18人	36人		14人	28人	
医学 研究科	医学専攻	15人	30人				
	医学専攻			30人	120人		
	小計	15人	30人	30人	120人		
保健学 研究科	保健学専攻	10人	20人	3人	9人		
理工学 研究科	機械システム工学専攻	27人	54人				
	環境建設工学専攻	24人	48人				
	電気電子工学専攻	24人	48人				
	情報工学専攻	18人	36人				
	数理科学専攻	10人	20人				
	物質地球科学専攻	16人	32人				
	海洋自然科学専攻	26人	52人				
	生産エネルギー工学専攻			4人	12人		
	総合知能工学専攻			3人	9人		
	海洋環境学専攻			5人	15人		
	小計	145人	290人	12人	36人		
農学 研究科	亜熱帯農学専攻	35人	70人				

法務研究科	法務専攻					16人	48人
合	計	274人	548人	49人	177人	30人	76人

第4章 標準修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(標準修業年限)

第11条 課程の標準修業年限は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 修士課程及び博士前期課程 2年
- (2) 博士後期課程 3年
- (3) 医学研究科の博士課程 4年
- (4) 法務研究科の専門職学位課程 3年
- (5) 教育学研究科の専門職学位課程 2年

2 前項第1号の規定にかかわらず、修士課程及び博士前期課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができます。

(在学期間)

第12条 在学期間は、標準修業年限の2倍の年数を超えることはできない。

(学年、学期及び休業日)

第13条 学年、学期及び休業日については、学則第9条から第11条までの規定を準用する。

第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第14条 大学院は、当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を習得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第15条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 前項における授業科目の授業及び研究指導は、大学院設置基準（昭和49年文部省

令第28号) 第9条第1項各号で定める資格を有し、研究科が認めた教員が行う。

- 3 第1項の規定にかかわらず、専門職学位課程における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、専門職学位課程は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行う。
- 4 前項における授業科目の授業は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第5条第1項で定める資格を有し、研究科が認めた教員が行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修)

第16条 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

- 第17条** 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項の規定により、履修した授業科目については、研究科委員会等の議を経て10単位を超えない範囲で認めることができる。
 - 3 前項の規定にかかわらず、法務研究科及び教育学研究科の専門職学位課程にあっては、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 法務研究科にあっては、36単位を超えない範囲で当該研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。
 - (2) 教育学研究科の専門職学位課程にあっては、24単位を超えない範囲で当該研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。
 - 4 第1項の履修期間は、在学期間に含まれる。
 - 5 他の大学院で履修できる授業科目の種類、単位数、履修方法等については、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

- 第18条** 大学院は、各研究科の定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により第11条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、第12条に定める在学期間を超えることはできない。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第19条** 研究科において、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院(他の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学

及び転入学の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、研究科委員会等の議を経て、前条の規定により修得した単位と合わせて10単位を超えない範囲で認めることができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、法務研究科及び教育学研究科の専門職学位課程にあっては、次に掲げるとおりとする。
- (1) 法務研究科にあっては、第17条第3項第1号の規定により修得した単位と合わせて30単位（同条第3項第1号の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で認めることができる。
 - (2) 教育学研究科の専門職学位課程にあっては、第17条第3項第2号の規定により修得した単位と合わせて24単位を超えない範囲で認めることができる。

(授業科目)

第20条 大学院には、専攻に応じ、教育上必要な授業科目を開設するものとする。

- 2 研究科における授業科目及び単位数については、別に定める。

(一の授業科目について二以上 の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第21条 大学院が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、第26条の規定により準用する学則第22条第3項各号に定める時間をもつて一単位とする。

(履修方法)

第22条 研究科における授業科目の履修方法については、別に定める。

(教育方法の特例)

第23条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第24条 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第25条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができ。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(学則の準用)

第26条 大学院の各授業科目の単位の計算基準、単位の授与及び授業科目の履修の認定については、学則第22条及び第23条の規定を準用する。

第6章 入学、転入学、再入学及び転学

(入学)

第27条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと研究科において認めるときは、学期の初めとすることができます。

(入学資格)

第28条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院において認めた者
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 3 医学研究科の博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 大学(医学、歯学、獣医学又は修業年限6年の薬学を履修する課程に限る。以下の項において同じ。)を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士(医学、歯学、獣医学又は薬学)の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学)を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学)を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学又は獣医学を履修する課程)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 大学に4年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院において認めた者
 - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学志願手続)

第29条 大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第30条 入学志願者に対しては、選抜を行い、研究科委員会等の議を経て、学長が合格者を決定する。

- 2 前項の選抜は、学力検査、出身大学の調査書等を総合して行うものとする。
- 3 前項の選抜の方法、時期等についてはその都度定める。

(入学手続及び入学許可)

第31条 合格の通知を受けた者は、所定の書類に入学料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に、入学を許可する。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者については、入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

(博士後期課程への進学)

第32条 大学院の博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学を志願する者については、当該研究科の定めるところにより、選考の上、研究科長が進学を許可する。

(転入学)

第33条 学長は、他の大学院（外国の大学院及び国際連合大学を含む。以下同じ。）の学生で転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、研究科委員会等の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

2 転入学を希望する者は、現に在学する大学院の研究科長の許可書を願書に添付しなければならない。

(再入学)

第34条 学長は、第38条の規定による退学者で退学後2年以内に再入学を志願する者については、研究科委員会等の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(転学)

第35条 他の大学院に転学しようとする者は、研究科長を経て学長の許可を得なければならない。

第7章 休学、復学、退学及び除籍

(休学)

第36条 病気その他やむを得ない理由により3か月以上修学することができない者は、休学願いに医師の診断書その他の理由書を添え、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、病気その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者については、研究科委員会等の議を経て期間を定め、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは休学期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して次の各号に定める年数を超えることはできない。

- (1) 修士課程及び博士前期課程 2年
- (2) 博士後期課程 3年
- (3) 医学研究科の博士課程 4年
- (4) 法務研究科の専門職学位課程 3年
- (5) 教育学研究科の専門職学位課程 2年

5 休学期間は、第12条に規定する在学期間には算入しない。

(復学)

第37条 休学期間が満了した者又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、学長の許可を得て復学することができる。

2 病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。

(退学)

第38条 大学院を退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第39条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会等の議を経て、学長がこれを除籍する。

- (1) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
 - (2) 第12条に規定する在学期間を超えた者
 - (3) 第36条第4項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者
 - (4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
 - (5) 休学期間満了後、所定の手続きをしない者
 - (6) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は入学料の半額免除若しくは徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者
 - (7) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に該当する者（死亡した者を除く。）が、第58条に規定する懲戒の手続の対象となっている場合は、学長は、当該手続が終了するまでの間、除籍を留保することができる。この場合において、当該学生が退学処分を受けたときは、除籍を行わない。
- 3 前2項に規定するもののほか、除籍に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 課程の修了要件及び学位の授与

(単位の認定)

第40条 単位修得の認定は、試験又は研究報告による。

2 試験又は研究報告等の成績により合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第41条 成績の評価は、A, B, C, D又はFの5種の評語をもって表し、A, B, C及びDを合格としFを不合格とする。ただし、法務研究科については、別に定める。

2 前項に規定する成績評価の基準は、次のとおりとする。

区分	評語	評点(100点満点中)
合 格	A	90点以上
	B	80点以上 90点未満
	C	70点以上 80点未満
	D	60点以上 70点未満
不合格	F	60点未満

3 成績評価について必要な事項は、各研究科が別に定める。

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第42条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、大学院に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第43条 博士後期課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第11条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは、「修士課程又は博士前期課程における在学期間を含めて「3年」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

(医学研究科の博士課程の修了要件)

第44条 医学研究科の博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

(法務研究科の専門職学位課程の修了要件)

第45条 法務研究科の専門職学位課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、99単

位以上を修得し、かつ、3年修了時において別に定めるGPAの一定基準を満たすこととする。

- 2 前項の在学期間に関しては、第19条第1項の規定により大学院法務研究科入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を大学院法務研究科において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により大学院法務研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院法務研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。
- 3 法務研究科は、法務研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められる者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第1項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で法務研究科が認める期間在学し、同項に規定する単位については1年次配当科目37単位のうち36単位を超えない範囲で法務研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことができる期間は、第2項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。
- 5 第3項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は、第17条及び第19条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（第3項及び第17条第3項第1号の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）を超えないものとする。

（教育学研究科の専門職学位課程の修了要件）

- 第46条** 教育学研究科の専門職学位課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、48単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うこととして小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）を修得することとする。
- 2 前項の在学期間に関しては、第19条第1項の規定により大学院教育学研究科専門職学位課程（以下、本項において「当該専門職学位課程」という。）入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後に修得したものに限る。）を当該専門職学位課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職学位課程の一部を履修したものと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職学位課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
 - 3 教育学研究科は、教育上有益であると認めるときは、当該研究科に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、第1項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

（学位の授与）

- 第47条** 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。
- 2 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
 - 3 専門職学位課程を修了した者には、専門職学位を授与する。
 - 4 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第48条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 大学院において当該所要資格を取得できる教育の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	教員の免許状の種類	免許教科
人文社会科学研究科	総合社会システム専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民、商業
	人間科学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史、公民
	国際言語文化専攻	中学校教諭専修免許状	国語、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、英語
	学校教育専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、保健体育、家庭、工業、英語、情報
		幼稚園教諭専修免許状	
	特別支援教育専攻	特別支援学校教諭専修免許状 (知的障害者)	

		(肢体不自由者) (病弱者)	
教育学研究科	教科教育専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 保健体育, 家庭, 工業, 英語
	高度教職実践 専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 英語, 宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 家庭, 工業, 英語, 情報, 農業, 商業, 水産, 福祉, 宗教
		幼稚園教諭専修免許状	
		養護教諭専修免許状	
		栄養教諭専修免許状	
保健学研究科	保健学専攻	養護教諭専修免許状	
	機械システム		

理 工 学 研 究 科	工学専攻		
	環境建設工学 専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	電気電子工学 専攻		
	情報工学専攻	高等学校教諭専修免許状	情報
	数理科学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	数学
物 質 地 球 科 学 専 攻			
	海洋自然科学 専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科
農 学 研 究 科	亜熱帯農学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業

第10章 検定料、入学料、授業料及び学修支援料

(検定料、入学料、授業料及び学修支援料)

第49条 検定料、入学料、授業料及び学修支援料の額は、国立大学法人琉球大学料金規程の定めるところによる。

- 2 検定料、入学料及び授業料の徴収方法、免除及び徴収猶予については、学則第47条から第49条まで、第50条及び第51条の規定を準用する。
- 3 第55条に定める法務学修生については、検定料及び入学料は徴収しない。
- 4 法務学修生の学修支援料は、法務研究科を修了後、引き続き法務学修生となった場合、最初の6か月分はこれを徴収しない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、大学院の修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き大学院の博士課程又は博士後期課程に進学する者については、検定料及び入学料を徴収しない。
- 6 第1項の規定にかかわらず、琉球大学工学部及び理工学研究科博士前期課程（数理科学専攻、物質地球科学専攻及び海洋自然科学専攻を除く。）が実施するグローバルエンジニアプログラムを履修する者が、同課程に入学する場合は、検定料及び入学料を徴収しない。
- 7 第1項の規定にかかわらず、教育学部附属小学校及び中学校の教員が、当該校長の許可を得て教育学研究科に入学する場合又は大学院の社会人特別選抜（現職高等学校教員

等)により入学する場合は、授業料を徴収しない。ただし、第11条第1項に定める標準修業年限(第18条第1項により長期にわたる教育課程の履修を認められた場合にあっては同条第2項に規定する計画的な教育課程の修業年限)を超えて在学する場合は、その超えた期間の授業料を徴収する。

- 8 大学院に在学する者のうち、人物及び研究業績(学業成績を含む。)が特に優秀と認められる者等(「学術研究優秀者」という。)の授業料を免除する。
- 9 第1項の規定にかかわらず、外国の大学院等と大学院理工学研究科とのダブルディグリープログラムに関する協定に基づく、外国の大学院等の学生に係る検定料、入学料及び授業料は徴収しない。
- 10 第1項の規定にかかわらず、国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラムにより大学院に入学する私費外国人留学生については、入学料は徴収しない。
- 11 第2項の規定にかかわらず、教育学研究科高度教職実践専攻に在学する者については、別に定める基準により、授業料を免除又は徴収猶予する。

(納付した授業料等)

第50条 納付した検定料、入学料、授業料及び学修支援料は還付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法務研究科においては、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となった場合には、当該者の申出により、第2段階目の選抜に係る額に相当する額を還付する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により当該授業料相当額を還付する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料に相当する額を還付する。

第11章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生、法務学修生及び外国人学生

(特別聴講学生)

第51条 学長は、大学院において、特定の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学との協議に基づき、その履修を認めることができる。

2 前項により授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

(特別研究学生)

第52条 学長は、大学院において、研究指導を受けようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学との協議に基づき、その受け入れを認めることができる。

2 前項により受け入れた学生は、特別研究学生と称する。

(科目等履修生)

第53条 学長は、大学院の学生以外の者で、大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科委員会等の議を経て、科目等履修生と

して入学を許可し、単位を与えることができる。

(研究生)

第54条 学長は、大学院において、特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、研究科委員会等の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

(法務学修生)

第55条 学長は、法務研究科の課程を修了した者で、司法試験のため大学院の学修環境下で自主学修を希望する者があるときは、法務研究科委員会の議を経て、法務学修生として在籍を許可することができる。

(外国人学生)

第56条 学長は、外国人で大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人学生については、定員外とすることができます。

第12章 賞罰

(表彰)

第57条 学生として、表彰に値する行為があった者は、琉球大学学生表彰規程の定めるところにより、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第58条 学生が大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学長は研究科委員会等の議を経て、これを懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の停学の期間は、第12条に規定する在学期間に算入し、第11条に規定する標準修業年限には算入しないものとする。ただし、停学の期間が短期（1か月以下）の場合には、標準修業年限に算入することができる。
- 4 懲戒による退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 5 懲戒の手続きその他必要な事項については、別に定める。

第13章 雜則

(準用規定)

第59条 学生については、この学則及び研究科規程に定めるもののほか、学則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

2 前項の場合において、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会等」とそれぞれ読み替えるものとす

る。

附 則

この学則は、昭和52年5月2日から施行する。

附 則（昭和52年8月30日）

この学則は、昭和52年8月30日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日）

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月27日）

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日）

1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、昭和58年度における農学研究科各専攻の総定員は、次
ぎの表のとおりとする。

農 学 専 攻	22名
農 芸 化 学 専 攻	19名
農 業 工 学 専 攻	5名
畜 産 学 専 攻	19名
林 学 専 攻	15名
小 計	80名

附 則（昭和58年7月26日）

この学則は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則（昭和60年2月26日）

この学則は、昭和60年2月26日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年4月1日）

1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

- 2 第5条の規定にかかわらず、昭和60年度における工学研究科各専攻の総定員は、次の表のとおりとする。

機械工学専攻	4人
建設工学専攻	6人
電気・情報工学専攻	5人
小計	15人

附 則（昭和61年3月31日）

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
2 第5条の規定にかかわらず、昭和61年度における保健学研究科保健学専攻の総定員は、10人とする。

附 則（昭和62年4月1日）

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
2 第5条の規定にかかわらず、法学研究科法学専攻及び医学研究科各専攻の年度別総定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	昭和62年度
法学研究科	法学専攻	10人

研究科名	専攻名	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度
医学研究科	形態機能系専攻	10人	20人	30人
	生体制御系専攻	13人	26人	39人
	環境生態系専攻	7人	14人	21人

附 則（昭和63年2月23日）

この学則は、昭和63年2月23日から施行する。

附 則（平成元年3月28日）

- 1 この学則は、平成元年3月28日から施行する。
2 琉球大学大学院学則の一部を改正する学則（昭和62年4月1日制定）附則第2項の改正規定は、平成元年1月8日から適用する。

附 則（平成2年4月1日）

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成2年度における教育学研究科各専攻の総定員は、次の表のとおりとする。

学校教育専攻	5人
教科教育専攻	15人
小 計	20人

附 則（平成3年4月1日）

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成3年度における工学研究科機械工学専攻の総定員は、12人とする。

附 則（平成3年5月21日）

この学則は、平成3年5月21日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成3年8月27日）

この学則は、平成3年8月27日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成4年3月27日）

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年10月19日）

この学則は、平成5年10月19日から施行する。

附 則（平成5年11月30日）

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月22日）

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第4条の2の改正規定は、平成6年6月24日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成6年度における教育学研究科教科教育専攻の収容定員は、39人とする。

附 則（平成6年9月27日）

この学則は、平成6年9月27日から施行し、平成6年8月10日から適用する。

附 則（平成7年3月28日）

- この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 平成7年3月31日に法学研究科の法学専攻、農学研究科の農学専攻、農芸化学専攻、農業工学専攻、畜産学専攻及び林学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 法学研究科の法学専攻、農学研究科の農学専攻、農芸化学専攻、農業工学専攻、畜産学専攻及び林学専攻は改正後の第2条及び第4条の規定にかかわらず、平成7年3月31日に法学研究科及び農学研究科の当該専攻に在学する者が法学研究科及び農学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の第5条の規定にかかわらず、人文社会科学研究科の応用法学・社会科学専攻及び地域文化専攻、農学研究科の生物生産学専攻、生産環境学専攻及び生物資源科学専攻の平成7年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

人文社会科学研究科	応用法学・社会科学専攻	17人
	地域文化専攻	17人
	小計	34人
農学研究科	生物生産学専攻	16人
	生産環境学専攻	12人
	生物資源科学専攻	12人
	小計	40人

附 則（平成8年3月26日）

- この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 改正後の第5条の規定にかかわらず、平成8年度における教育学研究科教科教育専攻及び理学研究科各専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
教育学研究科	教科教育専攻	54人
	小計	54人
	数学専攻	14人
	物理専攻	14人

理 学 研 究 科	化 学 専 攻	12 人
	生 物 学 専 攻	12 人
	海 洋 学 専 攻	15 人
	小 計	67 人

附 則（平成 9 年 3 月 25 日）

- 1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 9 年 3 月 31 日に工学研究科の機械工学専攻、建設工学専攻、電気・情報工学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 工学研究科の機械工学専攻、建設工学専攻、電気・情報工学専攻は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 9 年 3 月 31 日に工学研究科の当該専攻に在学する者が工学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、工学研究科の各専攻の平成 9 年度から平成 10 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	平成 9 年度		平成 10 年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
工学研究科	機械システム工学専攻	22 人			
	環境建設工学専攻	18 人			
	電気電子工学専攻	18 人			
	情報工学専攻	12 人			
	生産エネルギー工学専攻		4 人		8 人
	総合知能工学専攻		3 人		6 人
	小 計	70 人	7 人		14 人

附 則（平成 10 年 3 月 31 日）

- 1 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 10 年 3 月 31 日に理学研究科の数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻、

海洋学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。

- 3 理学研究科の数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻及び海洋学専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成10年3月31日に理学研究科の当該専攻に在学する者が理学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、理工学研究科の各専攻の平成10年度から平成11年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成10年度		平成11年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
理工学研究科	数理科学専攻	12人			
	物質地球科学専攻	20人			
	海洋自然科学専攻	26人			
	生産エネルギー工学専攻		8人		
	総合知能工学専攻		6人		
	海洋環境学専攻		5人		10人
	小計	198人	19人		31人

附 則（平成12年7月25日）

この学則は、平成12年7月25日から施行する。

附 則（平成13年3月30日）

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 平成13年3月31日に人文社会科学研究科の応用法学・社会科学専攻、地域文化専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 人文社会科学研究科の応用法学・社会科学専攻、地域文化専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に人文社会科学研究科の当該専攻に在学する者が人文社会科学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、人文社会科学研究科の各専攻の平成13年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成13年度
------	-----	--------

人文社会科学研究科	総合社会システム専攻	21人
	人間科学専攻	17人
	国際言語文化専攻	13人
	小計	51人

附 則（平成13年9月18日）

この学則は、平成13年9月18日から施行する。

附 則（平成14年12月17日）

この学則は、平成14年12月17日から施行する。

附 則（平成15年3月28日）

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日に医学研究科の形態機能系専攻、生体制御系専攻、環境生態系専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 医学研究科の形態機能系専攻、生体制御系専攻、環境生態系専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成15年3月31日に医学研究科の当該専攻に在学する者が医学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、医学研究科の各専攻の平成15年度から平成17年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成15年度	平成16年度	平成17年度
医学研究科	医科学専攻	25人	50人	75人
	感染制御医科学専攻	13人	26人	39人
	小計	38人	76人	114人

附 則（平成15年4月21日）

この学則は、平成15年4月21日から施行し、平成15年2月1日から適用する。

附 則（平成16年4月1日）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月15日）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年1月24日）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の30条の規定にかかわらず、平成17年度以前入学者（再入学については、当初の入学年度が平成17年度以前入学者）の成績の評価は、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月16日）

この学則は、平成18年3月16日から施行する。

附 則（平成18年3月28日）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、人文社会学研究科の比較地域文化専攻の平成18年度から平成19年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	平成18年度		平成19年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
人文社会学研究科	比較地域文化専攻		4人		8人

附 則（平成19年2月27日）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、保健学研究科の保健学専攻の平成19年度から平成20年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	平成19年度		平成20年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
保健学研究科	保健学専攻		3人		6人

附 則（平成19年4月24日）

この学則は、平成19年4月24日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年9月25日）

この学則は、平成19年9月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年11月20日）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月6日）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月18日）

この学則は、平成20年2月18日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成20年2月28日）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月24日）

この学則は、平成20年6月24日から施行する。

附 則（平成20年11月25日）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月27日）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、観光科学研究科の観光科学専攻の平成21年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成21年度
観光科学研究科	観光科学専攻	6人

附 則（平成21年3月24日）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月28日）

この学則は、平成21年7月28日から施行する。

附 則（平成22年3月30日）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、理工学研究科博士前期課程の情報工学専攻の平成22年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成22年度
理工学研究科 (博士前期課程)	情報工学専攻	30人

- 3 改正後の第5条の規定にかかわらず、法務研究科法務専攻の平成22年度及び平成23年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成22年度	平成23年度
法務研究科	法務専攻	82人	74人

附 則（平成22年9月27日）

この学則は、平成22年9月27日から施行する。

附 則（平成23年1月25日）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月22日）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に農学研究科の生物生産学専攻、生産環境学専攻及び生物資源科学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 農学研究科の生物生産学専攻、生産環境学専攻及び生物資源科学専攻は改正後の第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日に農学研究科の当該専攻に在学する者が農学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、理工学研究科博士前期課程及び農学研究科修士課程の各専攻の平成23年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研 究 科 名	専 攻 名	平成23年度
理工学研究科 (博士前期課程)	機械システム工学専攻	49人
	環境建設工学専攻	42人
	電気電子工学専攻	42人
	情報工学専攻	36人
	数理科学専攻	22人
	物質地球科学専攻	36人
	海洋自然科学専攻	52人
農学研究科	亜熱帯農学専攻	35人
	(従前の専攻) 生物生産学専攻	16人
	生産環境学専攻	12人
	生物資源科学専攻	12人

附 則（平成23年9月27日）

この学則は、平成23年9月27日から施行する。

附 則（平成24年2月28日）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第32条の2第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に人文社会科学研究科の国際言語文化専攻に在学していた者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月27日）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月24日）

この学則は、平成24年7月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年2月19日）

この学則は、平成25年2月19日から施行し、平成24年度入学者から適用する。

附 則（平成25年6月25日）

この学則は、平成25年6月25日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月25日）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に医学研究科博士課程に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 医学研究科の医科学専攻、感染制御医科学専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日に医学研究科の当該専攻に在学する者が医学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、医学研究科博士課程の各専攻の平成26年度から平成28年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医学研究科	医学専攻	30人	60人	90人
	(従前の専攻)			
	医科学専攻	75人	50人	25人
	感染制御医科学専攻	39人	26人	13人
	小計	144人	136人	128人

附 則（平成27年10月21日）

この学則は、平成27年10月21日から施行する。

附 則（平成28年2月23日）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、教育学研究科の学校教育専攻、教科教育専攻及び高度教職実践専攻の平成28年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成28年度
教育学研究科	学校教育専攻	8人
	教科教育専攻	36人
	高度教職実践専攻	14人
	小計	58人

附 則（平成28年3月22日）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月8日）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月8日）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月20日）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、改正後の第24条第2項の規定については、平成29年12月20日から適用する。

附 則（平成29年12月27日）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月27日）

この学則は、平成30年6月27日から施行する。

附 則（平成30年12月26日）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

琉球大学大学院における成績評価不服申立に関する申合せ

〔平成29年1月23日
大学院委員会〕

第1条 この申合せは、琉球大学大学院における成績評価不服申立に関し、必要な事項を定める。

第2条 学生は、当該学期（学期の前半及び後半を含む。）の成績評価に疑問がある場合、原則として成績開示日から当該学期終了後5日を経過する日まで（ただし、土日祝日を除く。）に成績評価確認願（様式1）を当該研究科事務部（以下「事務部」という。）に提出する。

2 事務部は、成績評価確認願を受理した場合、速やかに科目担当教員に送付する。

第3条 科目担当教員は、学生からの成績評価に関する申し出又は事務部からの成績評価確認願受理後5日以内（ただし、土日祝日を除く。）に事務部に回答する。

2 事務部は、科目担当教員から成績評価の回答があった場合、速やかに当該学生に通知する。

第4条 学生は、科目担当教員の回答に不服がある場合、回答を得た日から5日以内（ただし、土日祝日を除く。）に、当該研究科長に成績評価不服申立書（様式2）を提出する。

第5条 研究科長は、学生からの成績評価不服申立に対し、速やかに研究科委員会（医学研究科にあっては教授会。以下「研究科委員会等」という。）又は研究科委員会等の下に置かれる審査委員会等で審査し、その結果を当該学生及び科目担当教員に通知する。

第6条 成績開示日は学年暦で定めるところによる。ただし、9月及び3月修了対象者に係る成績開示日及び成績評価不服申立期間については、研究科委員会等で別に定める。

第7条 この申合せに定めるもののほか、成績評価不服申立の実施に関し必要な事項は、研究科委員会等が別に定めることができる。

第8条 この申合せの改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

- 1 この申合せは、平成29年1月23日から施行する。
- 2 第2条の規定に関わらず、学生は、平成28年度後学期の成績評価に疑問がある場合、平成29年4月10日までに科目担当教員へ申し出ることができるものとする。

附 則（平成30年1月5日）

この申合せは、平成30年4月1日から実施する。

(様式 1)

平成 年 月 日

成績評価確認認願

研 究 科 長 殿

研究科

專 攻

年次

学籍番号

氏名

平成 年度 学期下記科目の成績評価について、確認をお願いします。

記

科目番号	科目名	組
担当教員		
理由		

※ 学生は、この様式を研究科の事務部に提出してください。

教 員 回 答 欄 (該當番号に○)

平成 年 月 日

担当教員名 印

- 現成績評価のとおり
 - 右記のとおり評価を訂正します。

評価 () 評点 ()

回答理由

※ 担当教員は、「教員回答欄」を記入の上、この様式を事務部に提出してください。

(様式2)

平成 年 月 日

成績評価不服申立書

研究科長 殿

研究科

專 攻

年次

学籍番号

氏名

平成 年度 学期下記科目の担当教員による「成績評価確認願」の回答に対しては
下記理由により納得できませんので不服申立てを行います。

※ 学生は、この様式を研究科の事務部に提出してください。

琉球大学暴風警報及び気象等に関する特別警報発表に伴う
授業及び期末試験の取扱いに関する申合せ

平成26年9月16日
全学教育委員会決定

第1 この申合せは、暴風等による事故の発生を防止する事を目的とし、暴風警報及び気象等に関する特別警報発表に伴う授業及び期末試験の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第2 沖縄本島内に暴風警報又は暴風特別警報が発表されている間は、授業及び期末試験（以下「授業等」という。）を休講とし、期末試験を予備日に順延する。

2 沖縄本島内中南部市町村（別表）の全域又は一部に大雨特別警報が発表されている間は、授業等を休講とし、期末試験を予備日に順延する。

3 第1項及び第2項に定める暴風警報、暴風特別警報又は大雨特別警報（以下「暴風警報等」という。）が授業等の開始後に発表された場合は、速やかに授業等を休講とし、期末試験を予備日に順延する。

4 暴風警報等の解除に伴う授業等の取扱いは次に掲げるとおりとする。

（1）午前6時30分までに、暴風警報等が解除された場合は、第1時限から授業等を行う。

（2）午前11時までに、暴風警報等が解除された場合は、第3時限から授業等を行う。

（3）午後4時までに、暴風警報等が解除された場合は、第6時限から授業等を行う。

（4）午後4時までに、暴風警報等が解除されない場合は、当日行われる予定の授業等は引き続き休講とし、期末試験を予備日に順延する。

第3 予備日は期末試験期間終了後に続く必要日数の平日とする。

第4 第2第2項に該当しない地域において、大雨特別警報が発表され、安全に授業に出席することができない学生については、これを欠席扱いとはしない。また、当該学生が期末試験を受験できない場合は、追試験等を行うものとする。

2 沖縄本島内の一部の地域において、波浪特別警報又は高潮特別警報が発表された場合においては、前項を準用する。

3 第1項又は第2項に該当する学生については、原則として警報が解除されてから7日以内に各学部等事務室（共通教育等科目は学生部教務課、専門科目は各学部事務部学務担当）へ申し出るものとする。なお、欠席扱いとしない場合の取扱いについては、「教育実習生の実習期間中の講義の取り扱いについて（昭和47年6月27日評議会制定）」に準ずる手続により行う。

第5 この申合せに定めのない授業又は期末試験の取扱いについては、学長及び教育を担当する理事が協議の上、休講等の措置を決定する。

附 則

1 この申合せは、平成26年9月16日から実施する。

2 暴風警報発令に伴う授業及び期末試験の取扱いに関する申合せ（昭和63年10月25日制定）は、廃止する。

別表

沖縄本島内中南部市町村	読谷村、うるま市、沖縄市、嘉手納町、北谷町、北中城村 宜野湾市、中城村、浦添市、西原町、那覇市、南風原町、 与那原町、南城市、豊見城市、八重瀬町、糸満市
-------------	--

別紙（琉球大学暴風警報及び気象等に関する特別警報発表に伴う授業及び期末試験の取扱いに関する申合せ関係）

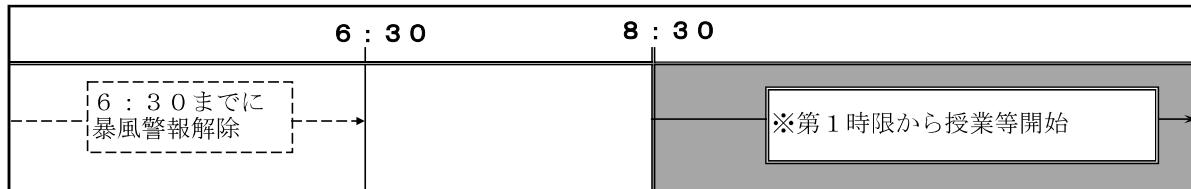
1. 台風接近の際は、テレビ・ラジオ等の台風情報に十分注意してください。

2. 警報・特別警報の種類とその発表地域における授業・期末試験の取扱い

警報・特別警報	発表地域	授業・期末試験の取扱い
暴風警報等	暴風警報 暴風特別警報	本島内 授業：休講 期末試験：予備日に順延
		大雨特別警報 中南部市町村 授業：休講 期末試験：予備日に順延
	大雨特別警報 中南部以外	安全に授業に出席が出来ない場合：欠席にしない 期末試験を受験できない場合：追試験等
	波浪特別警報 本島内	安全に授業に出席が出来ない場合：欠席にしない 期末試験を受験できない場合：追試験等
高潮特別警報 本島内		安全に授業に出席が出来ない場合：欠席にしない 期末試験を受験できない場合：追試験等
その他 本島内		学長、教育を担当する理事が協議の上、決定する。

3. 本申合せに関する参考事例

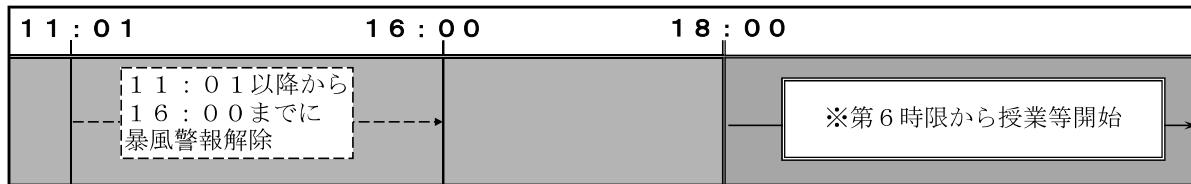
(1) 暴風警報等が午前6時30分までに解除された場合、第1时限から授業等開始



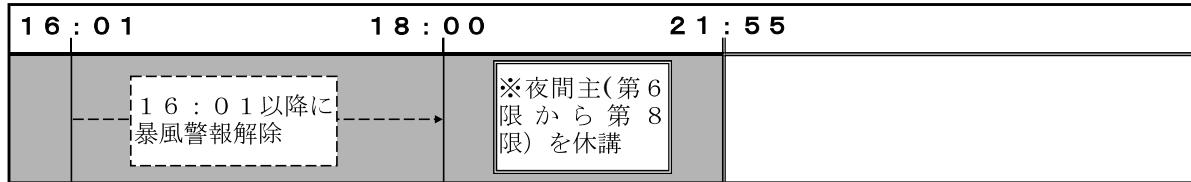
(2) 暴風警報等が午前6時31分以降から午前11時までに解除された場合、第3时限から授業等開始



(3) 暴風警報等が午前11時01分以降から午後4時までに解除された場合、第6时限から授業等開始



(4) 暴風警報等が午後4時01分以降に解除された場合、当日の授業等は休講



注：暴風警報等の発表・解除の時間については、沖縄気象台の発表時間によります。

琉球大学附属図書館利用規程

平成16年4月1日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、琉球大学附属図書館規則第8条第2項の規定に基づき、琉球大学附属図書館及び医学部分館（以下「図書館」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 図書館を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学学生及びこれに準ずる者
- (2) 本学役職員（非常勤職員を含む）
- (3) 本学名誉教授
- (4) その他一般利用者

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、別表1のとおりとする。ただし、館長（医学部分館にあっては分館長）が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、臨時に開館することができる。

- (1) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）
- (2) 館長が特に必要と認めた日

(入館)

第5条 第2条第1号から第3号に掲げる者は、学生証、職員証、利用証により入館するものとし、同条第4号に掲げる者は、所定の手続きの上、入館するものとする。

(閲覧)

第6条 利用者は、閲覧席で図書館資料を閲覧することができる。ただし、閲覧室が非常に混雑している場合等、教育研究に支障をきたすおそれがある場合においては、館長は閲覧利用を制限することができる。

第7条 次に掲げる場合においては、閲覧を制限することができる。

- (1) 図書館資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第5条第1号及び第2号に掲げる情報（個人情報に係る部分等）が記録されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分
- (2) 図書館資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第7項第4号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合における、当該期間が経過するまでの間
- (3) 図書館資料の原本を利用されることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じる恐れがある場合又は図書館において当該原本が現に使用されている場合

(貸出)

第8条 利用者は、次に掲げる図書館資料を除いて、貸出を受けることができる。

- (1) 貴重資料
- (2) 参考図書

- (3) 視聴覚資料
- (4) マイクロ資料
- (5) 電子的資料
- (6) その他館長が指定した図書館資料

2 第2条第1号から第3号に掲げる者は、学生証、職員証、利用証により貸出を受けるものとする。ただし、第2条第4号に掲げる者は、住所及び氏名等が確認出来る書類（運転免許証、健康保険証等）を提示し、学外者利用登録申請書（別紙第1号様式）に記入の上、貸出カードの交付を受け、図書館資料の貸出を受けるものとする。

第9条 図書及び雑誌の貸出冊数及び貸出期間は、別表2のとおりとする。

2 館長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めたときは、図書及び雑誌の貸出冊数及び貸出期間を変更することができる。

（返却）

第10条 貸出しを受けた者は、借用中の図書館資料を、貸出期間内に返却しなければならない。

2 館長が必要と認めたときは、貸出期間内であっても返却を求めることができる。

3 館長は、貸出期間を超過して返却した者に対し、貸出しを停止することができる。

第11条 第2条第1号から第2号に掲げる者は、その身分を失うとき又は、長期間にわたって休職若しくは休学するときは、直ちに借用中の図書館資料を返却しなければならない。

（文献複写）

第12条 利用者は、教育研究等のため必要があるときは、琉球大学附属図書館文献複写規程の定めるところにより、図書館所蔵資料の複写を申し込むことができる。

（参考調査）

第13条 利用者は、教育研究等のため必要があるときは、参考となる学術情報の提供及び関係資料の調査を依頼することができる。

第14条 第2条第1号から第3号までに掲げる者は、所蔵する図書館資料の利用を希望するときは、館長を通じて他大学図書館等に利用を依頼することができる。

第15条 館長は、他の図書館等から図書館資料の利用について依頼があったときは、支障がない限り利用させることができる。

（施設・設備の予約利用）

第16条 第2条第1号から第3号までに掲げる者は、教育研究又は学習のため必要があるときは、所定の手続きを経て、図書館の施設又は設備を予約利用することができる。

（弁償）

第17条 利用者は、図書館資料、施設等を損傷し、又は紛失したときは、弁償しなければならない。

（遵守事項）

第18条 利用者は、図書館の利用にあたっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 静粛を保つこと。
- (2) 図書館資料及び備品等を汚損しないこと。
- (3) 館内で飲食・喫煙しないこと。
- (4) 掲示又はこれに類する行為をしないこと。

- (5) その他職員の指示に従うこと。
- 2 前項第3号の規定にかかわらず、ペットボトル等（蓋付き）の飲料水については、各自の管理責任により持ち込むことができるものとする。

（利用制限）

第19条 館長は、この規程に違反した者に対しては、図書館の利用を制限し、又は禁止することができる。

（個人情報の漏えい防止）

第20条 図書館資料に記録されている個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）については、琉球大学の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規則（平成17年3月15日制定）の規定に準じて、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

（雑則）

第21条 図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規程を常時閲覧室に備え付けるものとする。

第22条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月10日）

この規程は、平成20年3月10日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成22年1月25日）

この規程は、平成22年1月25日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年7月26日）

この規程は、平成23年7月26日から施行する。ただし、第7条第1号及び第2号並びに第20条については、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月28日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する

附 則（平成29年3月17日）

この規程は、平成29年3月17日から施行する。

別表1（第3条関係）

区分	月曜日～金曜日	土曜日・日曜日・祝日
通常期	8:00～22:00	8:30～22:00
休業期： 春季、夏季、冬季	8:30～22:00	8:30～22:00

休館日 12月29日～1月3日

別表2（第9条関係）

本館

	職員 名誉教授		学生				一般利用者
			大学院学生・研究生 ・専攻科生		学部学生・科目等履修生		
	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数
図書	20冊以内	4週間以内	15冊以内	2週間以内	10冊以内	2週間以内	3冊以内
雑誌(新着誌を除く)	5冊以内	貸出日の次の平日 開館日まで	5冊以内	貸出日の次の平日 開館日まで			

分館

	職員 名誉教授		学生				一般利用者
			大学院学生・研究生 ・専攻科生		学部学生・科目等履修生		
	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数
図書	20冊以内	4週間以内	15冊以内	2週間以内	10冊以内	2週間以内	
雑誌(新着誌を除く)	5冊以内	貸出日の次の平日 開館日まで	5冊以内	貸出日の次の平日 開館日まで			

琉球大学学生の懲戒に関する基準

平成 20 年 3 月 25 日
学生生活委員会決定
全学教育委員会決定

(趣旨)

第1条 この基準は、琉球大学学生の懲戒手続に関する規程第 20 条の規定に基づき、学生の懲戒処分に関し、適正かつ公正な運用を図るために必要な事項について定める。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「学生」とは、学部学生、大学院学生、専攻科学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、法務学修生及び外国人学生をいう。
- (2) 「非違行為」とは、懲戒事由に該当する行為をいう。
- (3) 「懲戒処分」とは、琉球大学学則第 62 条及び琉球大学大学院学則第 58 条に規定する退学、停学及び訓告の処分をいう。
- (4) 「退学」とは、本学における学生としての身分を失わせることをいう。
- (5) 「停学」とは、一定の期間を定め又は期間を定めずに、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止することをいう。ただし、ボランティア活動等の奉仕活動については、この限りではない。
- (6) 「訓告」とは、学生の行った非違行為を戒め、将来にわたってそのようなことのないよう、口頭及び文書により注意することをいう。

(基本的な考え方)

第3条 懲戒処分は、その対象となる非違行為の態様、結果及び影響並びに当該学生の年齢、経歴及び処分歴等を総合的に考慮するとともに、当該学生の更生という観点からの教育的配慮も加えた上で行わなければならない。

(退学の基準)

第4条 学生が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、退学の処分をすることができる。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合で特に悪質と判断された場合
- (2) 学内又は学外において重大な非違行為を行った場合で特に悪質と判断

された場合

- (3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で特に悪質と判断された場合
- (4) 本学が実施する試験等において、不正行為を行った場合で特に悪質（替え玉受験等）と判断された場合
- (5) 研究活動（論文作成を含む。）において、不正行為を行った場合で特に悪質と判断された場合
- (6) 前各号に掲げる退学に相当する行為を実行した者を教唆又は帮助した場合

（停学の基準）

第5条 学生が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、停学の処分をすることができる。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合
 - (2) 学内又は学外において重大な非違行為を行った場合
 - (3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で悪質と判断された場合
 - (4) 本学が実施する試験等において、不正行為を行った場合
 - (5) 研究活動（論文作成を含む。）において、不正行為を行った場合で悪質と判断された場合
 - (6) 前各号に掲げる停学に相当する行為を実行した者を教唆又は帮助した場合
- 2 停学処分の種類は、6月以内の期限を付して行う有期停学と期限を付さずに行う無期停学の2種類とする。
- 3 前項の停学の期間には、春季休業日、夏季休業日、冬季休業日その他の休業日を含むものとする。
- 4 無期停学の処分は、学生の反省の程度、学習意欲等を総合的に考慮して、これを解除することができる。ただし、懲戒の効力が発生してから6月を経過した後でなければ解除することはできない。

（悪質性及び重大性の判断）

第6条 第4条及び第5条にいう「悪質」とは、当該非違行為自体が悪質性の高いものであるということを意味し、その判断に当たっては、当該非違行為の態様及び性質、当該非違行為に至った動機並びに当該学生の主観的意図を考慮するものとする。

- 2 第4条及び第5条にいう「重大な非違行為」とは、被害結果が重大なもの

のであるということを意味し、その判断に当たっては、当該非違行為が被害者に与えた精神的・身体的被害の程度及び物的被害の程度、当該非違行為が社会に及ぼした影響等を勘案するものとする。なお、当該非違行為が物的被害を与えたにとどまる場合には、その被害結果が甚大である場合に限り、重大な非違行為に当たると判断するものとする。

(訓告の基準)

第7条 学生が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、訓告の処分をすることができる。

- (1) 学内又は学外において非違行為を行った場合
- (2) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合
- (3) 本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかつた場合
- (4) 研究活動（論文作成を含む。）において、不正行為を行った場合
- (5) 前各号に掲げる訓告に相当する行為を実行した者を教唆又は帮助した場合

(嚴重注意等)

第8条 学生が懲戒処分に至らない非違行為（これに準ずるような非難されるべき行為を含む。）を行った場合において、当該学生の所属する学部の教授会が必要と認めたときは、当該学生に対し、教育的指導として嚴重注意を行うことができる。

- 2 前項の嚴重注意は、当該学部長が、口頭又は文書により行う。
- 3 前項に定める嚴重注意を行ったときは、学部長は、速やかに当該学生の所属・氏名等、事案の概要その他参考事項を学長及び教育・学生支援担当副学長に文書により報告しなければならない。
- 4 学部長は、コンピュータ等を用いて不正行為を行った学生に対して、学内のコンピュータ等の使用を禁ずることができる。

(懲戒の基準)

第9条 懲戒処分の量定は、別表に掲げる懲戒基準に従って決定する。ただし、過去に懲戒処分又は嚴重注意を受けたことのある学生に対しては、これよりも重い処分を科すことができる。

(懲戒処分に伴う試験の無効等)

第10条 第4条第4号、第5条第1項第4号又は第7条第3号に規定する行為を行った学生に対しては、科目の成績を無効として取り扱うものとす

る。無効（不合格：0点）として取り扱う科目は、その悪質性、重大性等から判断し、次の各号のいずれかとする。

- (1) 不正行為を行った授業科目又は任意の授業科目
- (2) 当該学期の全ての授業科目

（改廃）

第11条 この基準の改廃は、教育研究評議会及び役員会の議を経て学長が行う。

（読み替規定）

第12条 この基準の大学院学生への適用に当たっては、基準中「学部」とあるのは「研究科」と、「教授会」とあるのは「医学研究科以外の研究科にあっては研究科委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月27日）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月29日）

この基準は、平成25年11月29日から施行する。

附 則（平成29年2月8日）

1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。

2 この基準の施行前に行った学生の行為に対する懲戒処分の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月1日）

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

懲 戒 基 準

態 様	非 違 行 為 の 具 体 例	懲 戒 の 種 類
犯 罪 行 為	殺人、強盗、強姦等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為、薬物乱用等の行為	退学又は停学
	痴漢行為（覗き見、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。）	
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為、脅迫、誹謗中傷、名誉毀損、ストーカー行為等の人権侵害行為（インターネット上を含む）、コンピュータ又はインターネット等を利用した不正行為	退学、停学又は訓告
行 交 為 通 違 反 等	建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等、暴力行為、拘禁、拘束等	
行 交 為 通 違 反 等	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転・騒音運転等の悪質な場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転・騒音運転等の悪質な交通法規違反	停学又は訓告
試 驗 等 不 正 行 為	本学及び他の機関等が実施する試験等で、本学学生が不正行為を行った場合で特に悪質（替え玉受験等）な場合、又はそれを教唆、帮助した場合	退学、停学又は訓告
	本学及び他の機関等が実施する試験等で、本学学生が、カシニング等の不正行為をした場合、又はそれを教唆、帮助した場合	停学又は訓告
	本学及び他の機関等が実施する試験等で、本学学生が監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
の 研 不 研 正 活 行 動 為 上	研究活動（論文作成を含む。）を行う場合の捏造、改ざん、盗用及びこれらの行為の証拠隠滅又は立証妨害をした場合、又はそれを教唆、帮助した場合	退学、停学又は訓告
そ の 他 の 非 違 行 為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物への不法侵入、又はその不正使用、若しくは占拠	停学又は訓告
	セクシャル・ハラスメント及びアカデミックハラスメント等人権侵害に当たる行為	退学、停学又は訓告
	その他学内外での非違行為	

琉球大学大学院観光科学研究科規程

平成21年3月28日
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、琉球大学大学院学則（以下「学則」という。）及び琉球大学学位規則に定めるもののほか、琉球大学大学院観光科学研究科（以下「研究科」という。）に関し、必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第2条 研究科は、より高度の学術的・総合的な観光科学を教育・研究し、持続可能な観光振興、観光開発をリードできるリーダーシップと専門性を兼ね備えた観光に関する高度専門職業人を養成することを目的とする。

(専攻)

第3条 研究科に、観光科学専攻を置く。

(入学者選抜)

第4条 入学者の選抜方法、時期等については、学生募集要項によるものとする。

2 前項の学生募集要項は、別に定める。

(授業科目及び単位数等)

第5条 研究科における授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 毎学期に開講する授業科目等の計画、方法、内容、成績評価基準等は学期の始めに授業計画書により明示する。

(指導教員)

第6条 学生の研究及び論文の指導（以下「研究指導」という。）のため、指導教員を置く。

2 指導教員は、研究指導を行う専任の教授又は准教授をもって充てる。
3 指導教員は、学生の研究を指導し、併せて学生の授業科目の履修等に適切な指導助言を行う。
4 指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、研究科委員会の議を経て変更を認めることができる。

(教育方法)

第7条 研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 研究科において、教育上特に必要と認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(研究課題)

第7条の2 学生は、入学後所定の期日までに指導教員の承認を得て研究課題を定め、所

定の様式により研究科長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、指導教員は学生と協議の上、1年間の研究指導の計画を学生に明示するものとする。

(履修方法)

第8条 研究科の学生は、概論科目の必修科目2単位、特論科目の必修科目4単位、特論科目の選択科目から8単位以上、演習科目から8単位以上及び特別研究8単位、合計30単位以

上を修得し、かつ、本研究科の行う修士論文の審査に合格すること。

(履修手続)

第9条 学生は、履修しようとする授業科目を当該授業科目の担当教員の承認を得て、毎学期の始めに所定の様式により、研究科長に届け出なければならない。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第10条 指導教員が必要と認めたときは、学則第27条第1項の定めるところにより、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 指導教員が必要と認めたときは、本学の他の研究科の授業科目を指定し、学生に履修させることができる。
- 3 指導教員が必要と認めたときは、本学の学部の授業科目を指定し、学生に履修させることができる。
- 4 第1項及び第2項の定めるところにより、履修した授業科目は、研究科委員会の議を経て、10単位を超えない範囲で、第8条に定める選択科目に含めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第11条 学生が大学院に入学する前に大学院（他の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位等の認定については、学則第27条の2第1項に定めるところによりこれを認めることができる。

(単位の認定)

第12条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教員が行う。

- 2 病気その他やむを得ない事由により、正規の試験を受けることができなかつた者については、追試験を行うことができる。
- 3 試験を受けて不合格となった者について、事情によって再試験を行うことができる。
- 4 追試及び再試験の時期は、研究科委員会が別に定める。

(成績の評価)

第13条 試験又は研究報告等の評価は、A, B, C, D及びFとし、A, B, C及びDを合格とし、Fを不合格とする。

- 2 修士論文に係る評価及び修了の認定に当たっては、問題意識の明確性、論証過程の説得性、研究成果の独創性、表現力、引用文献の適切性等を総合的に審査し、合格又は不合格で判定する。

(修士論文及び最終試験)

第14条 修士論文を提出し最終試験を受けることができる者は、研究科の学生で、研究科に2年以上在学し、第8条に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。

- 2 学生は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに修士論文を研究科長に提出しなければならない。

(修了の要件)

第15条 研究科の修了要件は、研究科に2年以上在学し、第8条に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第16条 研究科を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 学位の授与に関し必要な事項は、琉球大学大学院観光科学研究科の学位授与に関する細則に定める。

(研究生)

第17条 研究科の研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の課程に在学する者又は修士の学位に相当する学位を有する者
- (3) 前2号と同等以上の学力を有すると認められた者

(科目等履修生)

第18条 研究科の科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 前号と同等以上の学力を有すると認められた者

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月15日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月25日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月29日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在学していた者については、改正後の第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年2月26日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在学していた者については、改正後の第5条（別表）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

専攻	科目区分	授業科目的名称	配当年次	単位数		授業形態		備考
				必修	選択	講義	演習	
観光科学研究科 観光科学専攻	概論科目	サステナブルツーリズム概論	1前	2		○		修了要件 原則として、本研究科に2年以上在学し、30単位を修得し、かつ学位論文の審査及び最終試験に合格すること。
		小計(1科目)	—	2	0	—		
	特論科目	観光政策特論	1前	2		○		
		観光ビジネス特論	1前	2		○		
		観光資源マネジメント特論	1前	2		○		
		応用観光科学Ⅰ	1前	2		○		
		応用観光科学Ⅱ	1後	2		○		
		応用観光科学Ⅴ	1前	2		○		
		応用観光科学VI	1後	2		○		
		フィールド研究特論Ⅰ	1前	2		○		
		フィールド研究特論Ⅱ	1後	2		○		
	小計(9科目)		—	4	14	—		
	演習科目	(観光政策系) 島嶼観光開発実践演習 観光統計分析演習	1後	2		○		必修科目 概論科目 2単位 特論科目 4単位 特別研究 8単位 選択科目 特論科目 8単位以上 演習科目 8単位以上 修了要件計 30単位以上
		(観光ビジネス系) ウェルネス・ツーリズム演習 ホテルマネジメント演習	1後	2		○		
		着地型観光プランニング演習 観光マーケティング研究法演習	1後	2		○		
		(観光資源系) 観光まちづくり演習 自然観光資源マネジメント演習	1後	2		○		
		観光の教育力とESD演習 文化観光資源マネジメント演習	1後	2		○		
		観光社会学演習 応用観光科学Ⅲ	1後	2		○		
		応用観光科学IV	2前	2		○		
			2後	2		○		
		小計(13科目)	—	0	26	—		
	自由科目	他の研究科の授業科目*	—		10	○	○	
		特別研究	2通	8			○	
		修士論文	—					
		小計(1科目)	—	8	0			
	合計(22科目)			14	40	—		自由科目を除く

※授業科目的配列は、科目区分の必修科目、配当年次順に準じた。

※”前”は前学期、“後”は後学期、“通”は通年。例えば、”1前”は1年次前期に配当されるという意味。

※指導教員が必要と認めたときは事前に届け出のうえ、自由科目を修了単位に含めることができる。

研究計画届

(提出日 : 年 月 日)

研究科	琉球大学大学院 観光科学研究科	学籍番号	
専攻名	観光科学専攻	氏 名	
指導教員	印		
論 文			
タイトル			

【作成要領】…本様式は、観光科学研究科の website からダウンロードすること。
この研究計画書は、観光科学研究科修士課程 1年生（M1）の学生が研究科長に提出するものです。
提出期限は 5月末日（末日が休日の場合は 5月最後の業務日）とします。下記の項目について、仮指導教員と綿密に相談し、電子ファイルで提出して下さい。

1. 入学時の論文タイトル
2. 現在の論文タイトル…仮のタイトルでもかまいません。
3. 研究の目的…研究の背景、何をどこまで解明しようとするのか。
4. 研究計画及び方法論…2年間（長期履修者の場合 3年間）の修士論文提出までの月別計画及び研究方法
5. 研究の結果、想定される結果及び意義
6. 様式は、A4 横書き、楷書、ワープロで作成。表やグラフの挿入可。最大 5 ページ。
7. 40字×30行、MS 明朝 10.5 ポイント、次行から書き出し。片面印刷。

【次の行より作成すること】

観光科学研究科カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー

〈カリキュラム・ポリシー〉

本研究科は、観光科学の立場から観光事象をとらえ、「持続可能な観光振興・観光開発」をリードできるリーダーシップと専門性を兼備し、国内外で活躍できる高度専門職業人を養成することを目的としています。そのために、サステナブルツーリズム概念を基盤に、経営、経済、および自然環境の三分野を柱とした文理融合型のカリキュラムを構築し、学位論文執筆に必要な指導体制を整えています。

〈ディプロマ・ポリシー〉

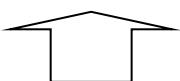
学位は、研究科の定める所定の期間在学し、所定の単位を修得して、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して授与します。学位論文は、問題意識の明確性、論証過程の説得性、研究成果の独創性、表現・引用の適切性等を総合して評価し、修士にふさわしい水準にあるかを審査します。

本研究科における基本的履修の流れ

特別研究（必修/M2 通年）→修士論文→審査→学位授与



区分	概論（1科目）	特論（9科目）	演習（13科目）
応用 科目	—	—	<p>(13)応用観光科学IV +自由科目（任意） (原則 M2 後期開講)</p> <p>(12)応用観光科学III +自由科目（任意） (原則 M2 前期開講)</p> <p>(観光政策分野) ⑪島嶼観光開発実践演習 ⑩観光統計分析演習</p> <p>(観光ビジネス分野) ⑨ウェルネス・ツーリズム演習 ⑧ホテルマネジメント演習 ⑦着地型観光プランニング演習 ⑥観光マーケティング研究法演習</p> <p>(観光資源分野) ⑤観光まちづくり演習 ④自然観光資源マネジメント演習 ③観光の教育力とESD演習 ②文化観光資源マネジメント演習 ①観光社会学演習 +自由科目（任意） (原則 M1 後期開講)</p>
理論 専門 科目	—	<p>⑨フィールド研究特論II（必修） ⑧応用観光科学VI* ⑦応用観光科学V* ⑥応用観光科学II ⑤応用観光科学I*</p> <p>+自由科目（任意） (原則 M1 後期開講)</p>	—



基礎的 専門 科目	<p>①サステナブルツーリズム概論 （必修） (原則 M1 前期開講)</p>	<p>④観光政策特論 ③観光ビジネス特論 ②観光資源マネジメント特論 ①フィールド研究特論I（必修） (原則 M1 前期開講)</p>	—
-----------------	---	---	---

(注意事項)

- 下線を付した科目はコースワークであり、すべてを履修することが望ましい。
- *「応用観光科学I」「応用観光科学V」「応用観光科学VI」は非常勤講師科目であるため、集中講義として開講される。
- 応用科目の演習は①～⑪から2つ以上を履修しなければならない。
- 他の研究科の授業科目は自由科目として10単位まで修了単位として履修することができるが、事前に指導教員の許可を受け、受講届を研究科長に提出しなければならない。
- 学位は「特別研究」を含む所定の単位（30単位）を修得し、学位論文審査及び最終試験に合格した者に対して授与する。

修了後の進路：観光行政に携わる人材（履修モデル1）

必要とされる能力：「行政における観光政策の展開・管理に関する論理的思考能力」、「グローバルな視点から、観光政策を展開できる実践力」、「観光政策の実施によって生じる課題を解決できる能力」

修論テーマ例：「観光開発の国際比較－観光開発戦略の効果とその実証分析」



学年	前後	教育研究指導プロセス	モデルカリキュラム	身につける能力
修士課程2年（M2）	後期	9月修了者の論文提出日は7月25日 2月 修士論文の最終試験及び審査 1月 修士論文の提出(1月16日) (修士論文の修正) 12月 修士論文提出可否の審議 12月 修士論文最終報告会 12月 審査委員(主査1名及び副査2名)の決定	特別研究（通年8単位必修） 計4単位	二年次前期での理論・能力と実践の接合に関連して、問題点の抽出と、解決に至る指針を得ることを目標に成果を修士論文の形にまとめる。
		7月 M2修士論文中間報告会	特別研究（通年8単位必修） 計4単位	修得した観光開発プランニングの実践的手法に加え、観光商品開発とそのマーケティング理論を身につける。そして、これまでの理論、数量分析能力、実践力を総合し修士論文の執筆につなげる。
修士課程1年（M1）	後期	1月 M1研究進捗状況報告会 島嶼観光開発実践演習 観光統計分析演習 他9演習 各(2単位選択)から 2科目 応用観光科学II(2単位選択) フィールド研究特論II(2単位必修)	計8単位	サステナブルツーリズムの現実への応用、応用数量分析手法を修得させる。合わせて国際開発分野のスタンダードである目的指向型プロジェクト・プランニング開発手法を、観光分野をケースとして実践、修得させる。
		7月 M1研究進捗中間報告会 5月 履修計画指導 学生へ研究指導計画の明示 4月 指導教員の決定 (学修計画の策定、 研究テーマの選定及び、 学生生活に関する相談)	応用観光科学I(2単位選択) 観光資源マネジメント概論(2単位選択) 観光ビジネス特論(2単位選択) 観光政策特論(2単位選択) フィールド研究特論 I (2単位必修) サステナブルツーリズム概論(2単位必修) 計12単位	サステナブルツーリズムの基本的概念の修得と、観光政策、観光ビジネス、観光資源についての基礎理論を修得する。フィールド研究特論を通じて、フィールド調査の手法を身につける。

琉球大学大学院観光科学研究科における長期履修制度実施要項

平成21年3月28日
制定

(趣旨)

- 1 本要項は、琉球大学大学院学則第26条の3に基づき、琉球大学大学院観光科学研究科における長期履修制度について定める。

(目的)

- 2 職業を有している等の事情により、標準修業年限（修士課程2年）では、大学院の教育課程の履修が困難な学生を対象とし、事情に応じて標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修することにより学位を取得できるようにするものである。

(出願資格)

- 3 長期履修学生の出願資格は、次のいずれかに該当する者とする。ただし最終学年は除く。
 - (1) 職業を有する者
 - (2) 育児、出産、長期介護等により、標準修業年限で修了することが困難な者
 - (3) その他やむを得ない事情により標準修業年限で修了することが困難であると研究科が認めた者

(計画的履修)

- 4 長期履修を希望する者は、あらかじめ指導教員（指導教員が不明の場合は専攻主任等）に、長期履修の必要性、履修計画を相談し、その承諾を得なければならない。

(出願手続き)

- 5 長期履修の出願手続は、次の各号に掲げる時期に長期履修申請書（様式1）を提出するものとする。
 - (1) 新入学生は、入学手続期間内
 - (2) 在学生は、2月1日から2月末日まで

(履修期間)

- 6 長期履修学生の履修期間は、3年間又は4年間とする。なお、長期履修を認める期間は1年単位とする。
- 6の2 休学期間は、長期履修の修業年限に含めないものとする。ただし、その休学期間は標準修業年限を超えることはできない。

(授業料)

- 7 長期履修学生の授業料は、国立大学法人琉球大学料金規程第2条第2項による。
例：長期履修学生の年間授業料＝通常の年間授業料×標準修業年限÷長期履修期間の年数

(長期履修期間の延長)

- 8 長期履修期間の延長はできない。

(長期履修期間の短縮)

9 長期履修を必要とする理由が消滅し、標準修業年限で修了が見込める場合は、長期履修短縮願（様式2）により長期履修期間を短縮することができる。短縮は1年単位とする。

なお、短縮が認められた場合は、短縮にかかる授業料の差額を納入しなければならない。

(改廃)

10 この要項の改廃は、観光科学研究科委員会の議に基づき研究科長が行う。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から実施する。

附 則（平成27年2月1日）

この要項は、平成27年2月1日から実施する。

長期履修期間短縮願

平成 年 月 日

観光科学研究科長 殿

観光科学研究科

観光科学 専攻

氏名 _____ 印

下記のとおり、長期履修期間を短縮したいので許可願います。

記

学籍番号			
入学年月	平成	年	月
当初の修了年月	平成	年	月
当初の履修期間	年 か月		
短縮後の修了年月	平成	年	月
短縮後の履修期間	年 か月		
短縮理由(長期履修を必要としなくなった理由等)	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>		
指導教員の意見	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>		
	指導教員氏名 _____ 印		

琉球大学大学院観光科学研究科の学位授与に関する細則

平成21年3月28日
制定

(趣旨)

第1条 この細則は、琉球大学学位規則（以下「規則」という。）第26条の規定に基づき、琉球大学大学院観光科学研究科（以下「研究科」という。）における学位授与に関し、必要な事項を定める。

(論文の提出)

第2条 論文を提出することができる者は、所定の授業科目について30単位以上を修得した者又は修得見込みの者とする。

2 論文の審査を受けようとする者は、修士論文審査願（様式第1号）に修士論文作成要領（別表1）による論文正本1部、副本2部、計3部及び、修士論文要旨作成要領（別表2）による論文要旨（様式第2号）の3部を添えて、1月16日（9月修了予定者については、7月25日）までに指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

(審査方法)

第3条 研究科長は、受理した論文の審査を研究科委員会に付託する。

2 研究科委員会は、論文の審査を付託されたときは、各論文ごとに審査会を設置し、その審査を委嘱する。
3 審査会は、主査及び副査となる3人以上の研究指導のできる教授又は准教授からなる審査委員をもって構成する。
4 主査は、当該論文の審査及び最終試験を総括する。

(審査会審査委員)

第3条の2 観光科学専攻は、あらかじめ一の論文について、研究科の研究指導を担当する教員の中から審査会審査委員候補者（以下「審査委員候補者」という。）を選出（うち1人を主査とする。）し、研究科長に報告する。ただし、必要がある場合は、これに研究科の授業を担当する専任の教授又は准教授を加えることができる。

2 前条第3項及び前項の規定にかかわらず、論文の審査に必要がある場合は、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等を外部審査委員として審査委員候補者に加えることができる。ただし、主査とすることはできない。
3 研究科長は、研究科委員会に諮り審査委員を決定する。

(最終試験)

第4条 最終試験は、論文の審査終了後、審査会が論文を中心としてこれに関連のある科目について、口頭により行う。

(報告)

第5条 審査会は、論文の審査及び最終試験の結果を、修士論文審査及び最終試験の結果報告書（様式第3号）により、研究科委員会に報告する。

第6条 研究科委員会は、審査会の報告に基づき審議の上、学位授与の可否を議決し、研究科長に報告する。

第7条 研究科長は、研究科委員会の結果を踏まえ、学位授与の可否を学長に報告する。

第8条 論文の正本又は副本については、附属図書館及び研究科において保管するものとする。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月24日）

この細則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第3条の2の規定は、平成22年12月15日から適用する。

附 則（平成24年3月23日）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月7日）

この細則は、平成24年8月7日から施行する。

様式第1号

指導教員	
認印	

修士論文審査願

平成 年 月 日

琉球大学大学院

観光科学研究科長 殿

観光科学研究科

専攻名

学籍番号

氏名 印

このたび琉球大学学位規則第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり修士論文を提出しますので、審査くださるよう関係書類を添えてお願いします。

記

論文題目

修士論文要旨

(提出日 : 年 月 日)

研究科	琉球大学大学院 観光科学研究科	学籍番号	
専攻名	観光科学専攻	氏 名	
指導教員	印		
論 文			
タイトル			

【作成要領】…本様式は、観光科学研究科の website からダウンロードすること。
1. 様式は、A4 横書き、楷書、ワープロで作成。表やグラフの挿入可。
2. 40 字×30 行、MS 明朝 10.5pt、横書き、楷書、ワープロで作成、【修士論文要旨作成要領】を参考のこと。

【次の行より作成すること】

様式 3 号

琉球大学大学院
観光科学研究科委員会 殿

修士論文等審査委員

主査	印
副査	印
副査	印

修士論文審査及び最終試験の結果報告書

このたび、審査会として、修士論文の審査及び最終試験を終了しましたので、その結果について、下記のとおり報告します。

記

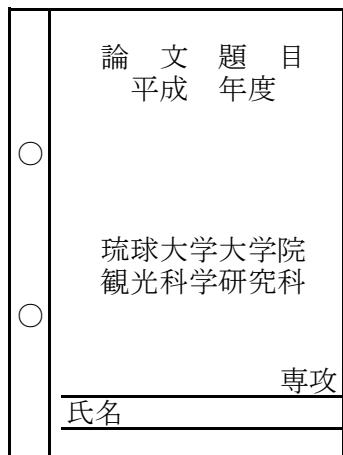
学籍番号		学生氏名				
観光科学研究科		専攻		指導教員		
成績評価	修士論文	合格	不合格	最終試験	合格	不合格
論文題目						
審査要旨						

別表 1

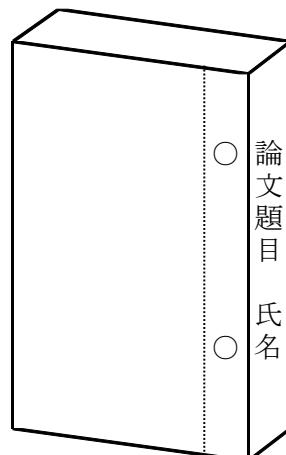
観光科学研究科修士論文作成要領

1. 規格 A4判(21cm×29.7cm)とする。
2. 表紙・裏表紙は、A4版の綴込表紙(黒表紙)を使用する。
 - (1) 表紙は、次の事項を記載する。
 - (2) 背表紙は、次の事項を記載する。

横書きの表紙



背表紙



※表紙、背表紙は印刷したものを貼り付ける。

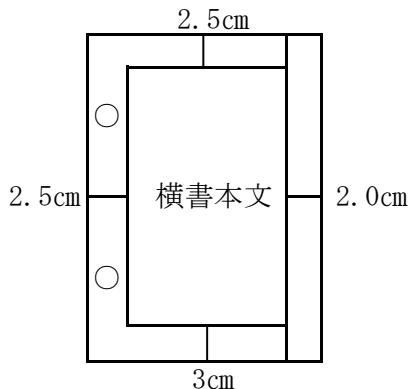
3. 本文

- (1) 横書きにする。日本語または英語で記述。
- (2) 総字数は、専攻に委ねる。
- (3) 用紙(A4)、40字×30行、片面印刷、白黒またはカラーどちらでも可。
日本語の場合は、フォントはMS明朝10.5ポイントを基本とする。
英語の場合は、フォントはTimes New Roman 10.5ポイントを基本とする。
- (4) ページ数を記入し、目次を作成する。

4. 製本

左綴じとし、ひもで綴じ背表紙を付ける。

5. 本文紙面の余白



修士論文要旨作成要領

1. 規格

A4 判、縦長、横書きとし、フォントは MS 明朝、文字サイズは 10.5pt、40 字×30 行、1200～2000 字程度とする。片面刷りで左上部をホチキス留めすること。白黒またはカラーで印刷。

2. 必要項目

要旨は以下①～⑤の要素を含むものとする。

①研究目的：既往研究と比した本研究の特徴・意義も明記する。

②調査の対象と方法

③調査の結果：自身の調査から得られた結果を、考察を交えずに明記する（④・⑤を述べるために必要な、主要な結果だけ挙げればよい）。

④考察：③に示した結果が何を意味しているのか、簡潔に議論する。また本研究の限界についても言及する。

⑤結論：本研究が明らかにしたことには、どのような意義があるのか論ずる。

【構成例】

・・・については、これまで・・・のような研究がなされてきた。しかしこれらの先行研究は、・・・という課題を残している。これに対して本論は、・・・を明らかにすることを目的としている。①

調査の対象としたのは、・・・である。・・・は、・・・という特徴を有しており、上記の目的において適した対象だからである。調査期間は△月□日から△月○日であり、x 名への質問票調査を行った。②

調査の結果、・・・という回答が最も多く、・・・という回答は少なかった。また、・・・は実施されていないことが分かった。③

この結果から、以下のことが言える。すなわち、・・・については・・・と考えられる。その原因是、・・・が・・・であったことを踏まえれば、・・・であると考えるのが妥当であろう。ただし、本論が対象としたのはあくまで・・・であるため、・・・という限界がある。しかし少なくとも、今後・・・していくためには、・・・について重点的に議論することが不可欠である、ということは指摘できる。④

本論は、・・・について明らかにした。この成果は、・・・に資するものである。⑤

3. その他留意事項

(1)「研究目的」と、研究に至った個人的経緯とを混同しないようにすること。

(2)学術論文においては、原則的に主語は「私」ではなく、「本論」等であるべきことに注意すること。

(以上)

授業科目の内容等※

区分	授業科目名	単位数	授業内容	担当教員
概論科目	サステナブルツーリズム概論 (必)	2	<p>本概論は、持続可能性観光を概略し、持続可能性および持続可能観光の概念的理解を促す。「国連ブルントランド委員会(1983)」、「環境と開発に関するリオ・デ・ジャネイロ宣言(1992)」などの理解を通して、環境科学的側面から持続可能性を論ずる。そして、それらと並列的に、Clarks(1997)が論ずるように観光学における持続可能性の概念的展開を理解する。観光学における持続可能性は、1960年代からvisitor managementとして萌芽し、プラントランドレポートの頃より西欧を中心にgreen tourismの概念が浸透してきた。このように、環境科学における持続可能性と観光における持続可能性を1960年代から時系列で追いかながら、持続可能観光の概念的理解を深める。また、同時に持続可能観光の把握のため、観光現象の持つ複合性から観光学の枠組みと概念規定を論じる。同時に、持続可能観光の、環境的側面、経済的側面、地域科学的側面の相互依存性と複合性を論じ、持続可能観光を概念的理解する。</p>	飯島祥二

※授業は日本語もしくは英語にて行う。

観光科学研究科専任教員一覧（50音順）

教員氏名	内線番号	研究室	メール	備考
荒川 雅志（教授）	8474	総 601-1	h069475@tm.u-ryukyu.ac.jp	
飯島 祥二（教授）	8237	研 620	iijimash@tm.u-ryukyu.ac.jp	
大島 順子（准教授）	8211	総 206	joshima@tm.u-ryukyu.ac.jp	
越智 正樹（教授）	8467	研 113B	mochi@tm.u-ryukyu.ac.jp	
片岡 英尋（准教授）	8224	研 110	soul1961@tm.u-ryukyu.ac.jp	
金城 盛彦（教授）	8867	研 519	m_kinjo@eve.u-ryukyu.ac.jp	
桑原 浩（教授）	8235	研 616	kuwa@tm.u-ryukyu.ac.jp	
下地 芳郎（教授）	8223	総 205	shimojiy@tm.u-ryukyu.ac.jp	
橋本 俊作（教授）	8245	研 622	shimojiy@tm.u-ryukyu.ac.jp	
波多野 想（教授）	8994	研 303	sohatano@tm.u-ryukyu.ac.jp	
平野 典男（教授）	8844	研 408	hirano@tm.u-ryukyu.ac.jp	
松本 晶子（教授）	8196	研 522	a_matsu@eve.u-ryukyu.ac.jp	
宮國 薫子（准教授）	8876	研 628B	kaorukom@tm.u-ryukyu.ac.jp	
屋宜智恵美（准教授）	8261	総 403	yagic@tm.u-ryukyu.ac.jp	

この場合は、098-895-〇〇〇〇です。

研究室欄の“研”は人文社会学部・国際地域創造学部棟を、“総”は文系総合研究棟を示します。